

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

定 め る も の に よ る 発 行 (以 下 一 国
債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 価 格
競 争 入 札 発 行 「 と い う 。 」 及 び 価
格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て 、 財
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 (以 下 一 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札
発 行 と い う 。)

ロ

特 国 債 市 場
参 加 者
非 参 加 者
争 入 札 発 競
行 及 び 国 発 競
債 市 場 特 別
別 参 加 者
・ 第 II 非 参
・ 第 I 参 加 者
入 札 発 競 争
非 参 加 者 争
争 入 札 発 競
争 入 札 発 競

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

六

イ

入 価 行
札 格 競
発 競
行 争

額 面 金 額 で 八 千 二 百 七 十 八 億 円
う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規
定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
つ い て は 、 額 面 金 額 で 四 千 九 百
四 十 六 億 六 千 六 百 二 十 万 円 、 財

十三
の経過
払込
込み

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

十四
初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成二十一年六月二十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十一年六月二十日 利率子を払う。 利息をその日以前六箇月に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十